

一般社団法人日本歯科審美学会 代議員選任細則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本歯科審美学会（以下「本会」という。）定款第6条に基づき、法人法上の社員としての代議員の選任等に関し、必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会（以下「委員会」という）は、本会で実施される役員選出及び代議員選出と選挙に関するすべての業務を行う。

2. 委員会は定款及び規程の定めに従い、その業務を行う。
3. 委員会は前項の定め範囲内で、委員会運営及び選出や選挙実施に必要な事項を定めることができる。
4. 選挙に関わる異議申し立てがあった場合には、委員会で審議し、方針を決定することができる。
5. 選挙に関し、第2項の定めのない事項が発生し、疑義が生じた場合には、委員会が解決にあたるものとする。

(委員の資格、構成及び任期等)

第3条 委員会の委員長は、本会会員の中から理事長が指名する。

2. 委員会の委員は、正会員から委員長が指名し、理事長に報告する。
3. 委員会は、当該選挙の管理事項終了をもって解散するものとする。

(選挙結果の報告)

第4条 委員会委員長は選挙結果を速やかに理事長へ報告する。

(定数)

第5条 定款第6条②に基づき、この法人に正会員の中から選出された100名以上200名以内の代議員を置く。

(選出)

第6条 代議員は、定款第6条③に基づき、本会正会員の中から次の各号の選出方法によって選出され、社員総会で承認された者とする。

- 1) 現代議員のうち、所定の届出を行った者を次期代議員候補者とする。
- 2) 前号の次期代議員候補者が定款第6条で定めた定数未満であった場合、正会員は次期代議員に立候補することができる。この告示は、選挙管理委員会にて、本会ホームページにて行う。
- 3) 前号の次期代議員に立候補する者は、公示日前日の時点で正会員歴5年以上を有する、原則として本会認定医、認定士の資格を有する者とする。ただし、選挙前年度までの年会費未納者は除く。また、本会理事2名の推薦を受け、所定の届出を行う。この推薦にあたり、理事1名につき1名の次期代議員候補者のみ推薦できる。
- 4) 本条1)及び2)で選出された次期代議員候補者について、郵送又は電磁的方法による選挙を行う。選挙の方法は、選挙管理委員会の管理のもと、別に定める「選挙に関する申し合わせ」に基づき実施する。なお、次期代議員候補者が定款第6条で定めた定数未満であった場合は、選挙を行わず、次期代議員候補者の全員が信任されたものとみなす。

(選挙権、被選挙権)

第7条 選挙権及び被選挙権は、本選挙の公告日において本会正会員であった者が有するものとする。

(任期等)

第8条 代議員が100名未満となる場合、代議員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(報酬)

第9条 代議員は、無報酬とする。

(改廃)

第10条 この細則を改廃する場合は、規則検討委員会での協議のうえ、常任理事会、および理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、2018年6月3日（社員総会の日）から施行する